

警務甲達第20号

平成28年3月18日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則等の運用について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則等の制定について（平成20年警務甲達第50号。以下「旧通達」という。）を改正し、平成28年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成28年3月31日をもって廃止する。

記

## 第1 趣旨

- 1 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則  
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下「法」という。）において、国家公安委員会規則で定めるところとされた

- 給付金の額を定めるための障害の区分（法第5条第1項第2号）
- 裁定の申請手続（法第6条第1項）
- その他必要な事項（法第10条）

を定めるもの

- 2 警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員に関する規則の一部を改正する規則  
法の施行に伴う警察法の改正により、同法第12条の3第1項に基づき国家公安委員会に置かれた専門委員が法の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議することとされたことに伴い、警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員に関する規則（昭和55年国家公安委員会規則第7号）の所要の規定の整備を行うもの

## 第2 概要

- 1 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則

- (1) 給付金の額を定めるための障害の区分（第1条関係）

### ア 障害の区分

法第5条第1項第2号により、対象犯罪行為により障害が残った者に対しては、同号イからハマまでに掲げる障害の区分に応じた給付金の額が支給されることとされるとともに、当該イからハマまでに掲げる障害の具体的な内容については、国家公安委員会規則で定めるところとされている。

この点、法第5条第2項は、

- 同条第1項第2号イの国家公安委員会規則で定める障害は労働者災害補償保険法の規定に基づく障害等級の第1級又は第2級に該当する障害であって介護を要するもの
- 同号ロの国家公安委員会規則は障害等級の第1級から第3級までに該当する障害（同号イに掲げる障害を除く。）
- 同号ハの国家公安委員会規則は障害等級の第4級から第14級までに該当する障害を、それぞれ、参酌して定めることとしている。

そこで、本規則別表において労働者災害補償保険法における障害等級と同じ内容の障害等級を定めた上で、次の表のとおり障害の区分を定めることとした（第1条第1項関係）。

障害の区分	具体的な障害	給付金の額
① 介護を要する障害	障害等級第1級又は第2級に該当する障害（当該障害により常時又は随時介護を要する状態にあるものに限る。）	3,000万円
② ①に掲げる障害以外の重度の障害	障害等級第1級若しくは第2級に該当する障害（当該障害により常時又は随時介護を要する状態にあるものを除く。）又は第3級に該当する障害	2,000万円
③ ①又は②に掲げる障害以外の障害	障害等級第4級から第14級までのいずれかに該当する障害	500万円

イ 障害が2つ以上ある場合の障害等級

障害等級に該当する障害が2つ以上ある場合の障害等級は、次の表のとおりとすることとした（第1条第2項及び第3項関係）。

場合	障害等級
第13級以上の障害が2つ以上ある場合	重い障害に应ずる障害等級の1級上位の障害等級 （例：第4級に該当する障害と第13級に該当する障害が残った場合、第3級の障害等級とする。）
第8級以上の障害が2つ以上ある場合	重い障害に应ずる障害等級の2級上位の障害等級
第5級以上の障害が2つ以上ある場合	重い障害に应ずる障害等級の3級上位の障害等級
上記以外の場合	重い障害に应ずる障害等級

## (2) 裁定の申請手続（第2条関係）

### ア 申請書の提出

法第6条第1項は、給付金の支給を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請をし、裁定を受けなければならないとし、その手続は国家公安委員会規則で定めるものとして

いる。

そこで、当該申請の際には、「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の表のとおり定めた書類を添付しなければならないこととした（第2条第1項関係）。ただし、これらの添付書類は公安委員会が法第8条第4項に規定する記録等その他の資料を用いる等により、裁定ができると判断するときは不要とすることとした（第2条第2項関係）。

申請者	添付書類
Ⅰ 対象犯罪行為より死亡した者遺族	① 当該死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡した者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
	② 申請者の氏名、生年月日、本籍及び当該死亡した者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
Ⅱ 対象犯罪行為より障害が残った者 (その遺族)	負傷又は疾病が固定したこと及び固定した日並びにその固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類 Ⅰ①及び②の書類も添付
Ⅲ 犯罪行為による傷病を負った者 (その遺族)	負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、法第5条第1項第3号イ又はロに該当する傷病を負ったことを証明することができるもの Ⅰ①及び②の書類も添付

イ 申請期間の特例規定の適用を受けようとするときの添付書類

法第6条第2項により、裁定の申請は平成22年12月17日までにしなければならないとされているが、同条第3項により、申請者がやむを得ない理由により申請期間を経過する前に申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6ヵ月以内に限り申請することができるとされている。

申請者が、この特定規定の適用を受けようとするときは、やむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類を申請書に添付しなければならないこととした（第2条第3項関係）。

ウ 警察署長を経由した申請

申請書の提出は、その者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができることとした（第2条第4項関係）。

(3) その他

ア 処分の通知等（第3条関係）

公安委員会は、

- 給付金の支給裁定を行ったときは、「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書」（様式第2号）
- 申請を却下したときは、「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請

却下通知書」(様式第3号)

により、その内容を申請者に通知することとした(第3条第1項関係)。

また、給付金を支給する旨の裁定を行ったときは、「オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書」(様式第4号。以下単に「支払請求書」という。)を併せて交付することとした(第3条第2項関係)。

イ 給付金の支払の請求(第4条関係)

給付金を支給する旨の裁定を受けた者がその支払を請求しようとするときは、支払請求書を国に提出して行うこととした。

ウ 書類の保存(第5条関係)

給付金に関する書類は、5年間保存すること。

2 警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員に関する規則の一部を改正する規則  
専門委員の調査審議(第1条関係)

国家公安委員会は、都道府県公安委員会が行った法第3条第1項に規定する給付金の支給裁定につき審査請求があった場合には、当該審査請求に係る専門の事項について専門委員に調査審議させることとなっている。